

## 災害の被災者に対する融資及び補助制度等一覧

(令和5年4月1日現在)

**※融資及び補助制度等の詳細は、各窓口にお問い合わせ下さい。**

	制度名等	制度概要	窓口
救済金制度	長崎県児童救済基金	未就学児から大学生等に対する学資金、被服文具費、修学旅行資金、就職支度金等に対する救済金	市民生活部市民安全安心課 電話 24-1111 (内線 2266・2267)
見舞金制度	佐世保市小災害見舞金	全焼、全壊、半焼、半壊、水損及び床上浸水等の被害世帯に対する見舞金	市民生活部市民安全安心課 電話 24-1111 (内線 2266・2267)
	社会福祉協議会災害見舞金	全焼、全壊、半焼、半壊、床上浸水及び水損被害者に対する見舞金	佐世保市社会福祉協議会 電話 23-3174
	長崎県共同募金会災害見舞金	全焼、全壊、全流失、床上浸水(消火活動に伴う水損含む)世帯への見舞金	佐世保市社会福祉協議会 電話 23-3174
	日本赤十字社災害救護活動	全焼、全壊、全流失、半焼、半壊、床上浸水への見舞金	保健福祉部保健福祉政策課 電話 24-1111 (内線 5512) 日本赤十字社長崎県支部佐世保市地区事務局
融資制度	住宅金融支援機構災害復興住宅資金貸付	対象及び融資条件、受付期間に制限があります。詳細は、取扱い金融機関に直接お問い合わせください。	取扱い金融機関 住宅金融支援機構のホームページでご確認ください
	住宅金融支援機構宅地防災工事資金貸付	対象及び受付期間に条件があります。詳細は、取扱い金融機関に直接お問い合わせください。	取扱い金融機関 住宅金融支援機構のホームページでご確認ください
	佐世保市災害復興住宅等資金預託貸付(銀行融資)	災害により住宅が滅失又は損傷した場合等での復興、補修、解体、移転、復旧、取得する場合への融資	市民生活部市民安全安心課 電話 24-1111 (内線 2266・2267)
	母子父子寡婦福祉資金貸付	災害を受けた住宅の補修、増改築に必要な資金	子ども未来部子ども支援課 電話 24-1111 (内線 5437・5447)
	生活福祉資金(災害臨時費)貸付	低所得世帯に対し、災害を受けたことによる困窮から自立更生するのに必要な経費として貸付ける資金	佐世保市社会福祉協議会 電話 23-3174
	佐世保市中小企業緊急経営対策資金融資貸付	中小企業者への融資制度	観光商工部商工労働課 電話 24-1111 (内線 3004)

制度名等		制度概要	窓口
	農林漁業施設資金（災害復旧事業）	果樹の改植、農林漁業施設、共同利用施設の災害復旧に要するための費用	農林水産部農政課 電話 24-1111（内線 3032～3036） 農林水産部水産課 電話 24-1111（内線 3053～3056）
	農林漁業セーフティネット資金（災害資金）	災害により被害を受けた農林漁業経営の再建に必要な資金	農林水産部農政課 電話 24-1111（内線 3032～3036） 農林水産部水産課 電話 24-1111（内線 3053～3056）
	農業基盤整備資金（災害復旧事業）	農地、牧野の保全、利用上必要な施設の災害復旧に要するための費用	農林水産部農林整備課 電話 24-1111（内線 3045～3047）
	佐世保市小災害生活資金預託貸付（銀行融資）	災害により全焼、全壊、全流失又は半焼、半壊、半流失した世帯等への融資	市民生活部市民安全安心課 電話 24-1111（内線 2266・2267）
	災害援護資金の貸付（長崎県知事が、災害救助法を公示した場合に適用）	災害救助法が適用された市町村が1以上ある災害により負傷又は住居・家財に被害を受けた者への貸付	市民生活部市民安全安心課 電話 24-1111（内線 2266・2267）
補助制度	公衆用道路事業交付金交付事業	公簿上での公衆用道路に対する舗装事業等、崩土取り除き、法覆工修復に要する経費	土木部道路維持課 電話 24-1111（内線 2941～2949）
	里道災害について	佐世保市が所有する里道（平成17年度より市の直営工事）	土木部道路維持課 電話 24-1111（内線 2941～2949）
	佐世保市災害時におけるし尿収集料金の軽減	し尿くみとり料金の軽減（水害等により便槽に浸水し、緊急にくみとりが必要と認められた場合）	環境部環境政策課 電話 31-6520
	養殖施設等の災害等対策支援事業	台風など自然災害等によって、被害が発生した養殖業者が事業継続のために行う取組に要する経費	農林水産部水産課 電話 24-1111（内線 3053～3055）
災害弔慰金	佐世保市小災害弔慰金	災害が直接原因となって被災者が死亡した場合に、その遺族または葬祭を行うものに対して支給	市民生活部市民安全安心課 電話 24-1111（内線 2266・2267）
	災害弔慰金（長崎県知事が、災害救助法を公示した場合に適用）	災害により死亡した者の遺族に対して支給	市民生活部市民安全安心課 電話 24-1111（内線 2266・2267）